

愛媛県地震被災建築物
応急危険度判定業務マニュアル（抜粋）
（判定士用）

愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会
平成17年11月

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(抜粋)

(目次)	(ページ)
・目的	2
・判定業務の位置付け	
・実施体制について(想定Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)	3
・実施のフロー(概要)	
(省略)	
Ⅳ 判定コーディネーター対応業務	8
1 判定コーディネーター業務マニュアル	
Ⅴ 判定士対応業務	12
1 判定士業務マニュアル	
(省略)	
Ⅶ 参考資料	19
1 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱	
2 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定	
3 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書 第7条の規定に基づき必要な事項を定める件	
4 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領	

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

・目的

このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、判定の実施に関する各業務を予め定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

・判定実施の位置付け

「愛媛県既存建築物耐震改修促進計画」及び「県・市町既存建築物耐震改修促進実施計画」における「地震災害発生時の応急対策」として位置付ける。

地震被災建築物応急危険度判定業務マニュアル一覧

	愛媛県	市町	(社)愛媛県建築士会	判定コーディネーター	判定士
位置付け	<ul style="list-style-type: none"> 愛媛県既存建築物耐震改修促進計画 愛媛県既存建築物耐震改修促進実施計画 	<ul style="list-style-type: none"> 市町既存建築物耐震改修促進実施計画 			
業務マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> 判定支援本部業務マニュアル(建築住宅課) 判定支援支部業務マニュアル(地方局建築指導課) 	<ul style="list-style-type: none"> 判定実施本部業務マニュアル(市町) 	<ul style="list-style-type: none"> 判定協力本部業務マニュアル(社)愛媛県建築士会本部 判定士招集連絡業務マニュアル(民間判定士用) 	<ul style="list-style-type: none"> 判定コーディネーター業務マニュアル(判定コーディネーター) 	<ul style="list-style-type: none"> 判定士業務マニュアル(応急危険度判定士)
各種様式	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況報告(県→団体) 協力要請(県→士会) 支援実施計画書 <ul style="list-style-type: none"> 派遣名簿 	<ul style="list-style-type: none"> 支援要請書(市町→県) 実施依頼要請一覧表(地図番号、戸数等)(市町→県) 判定実施結果(市町→県) 	<ul style="list-style-type: none"> 参加可能判定士名簿(士会→県) 		

愛媛県における応急危険度判定の実施体制について

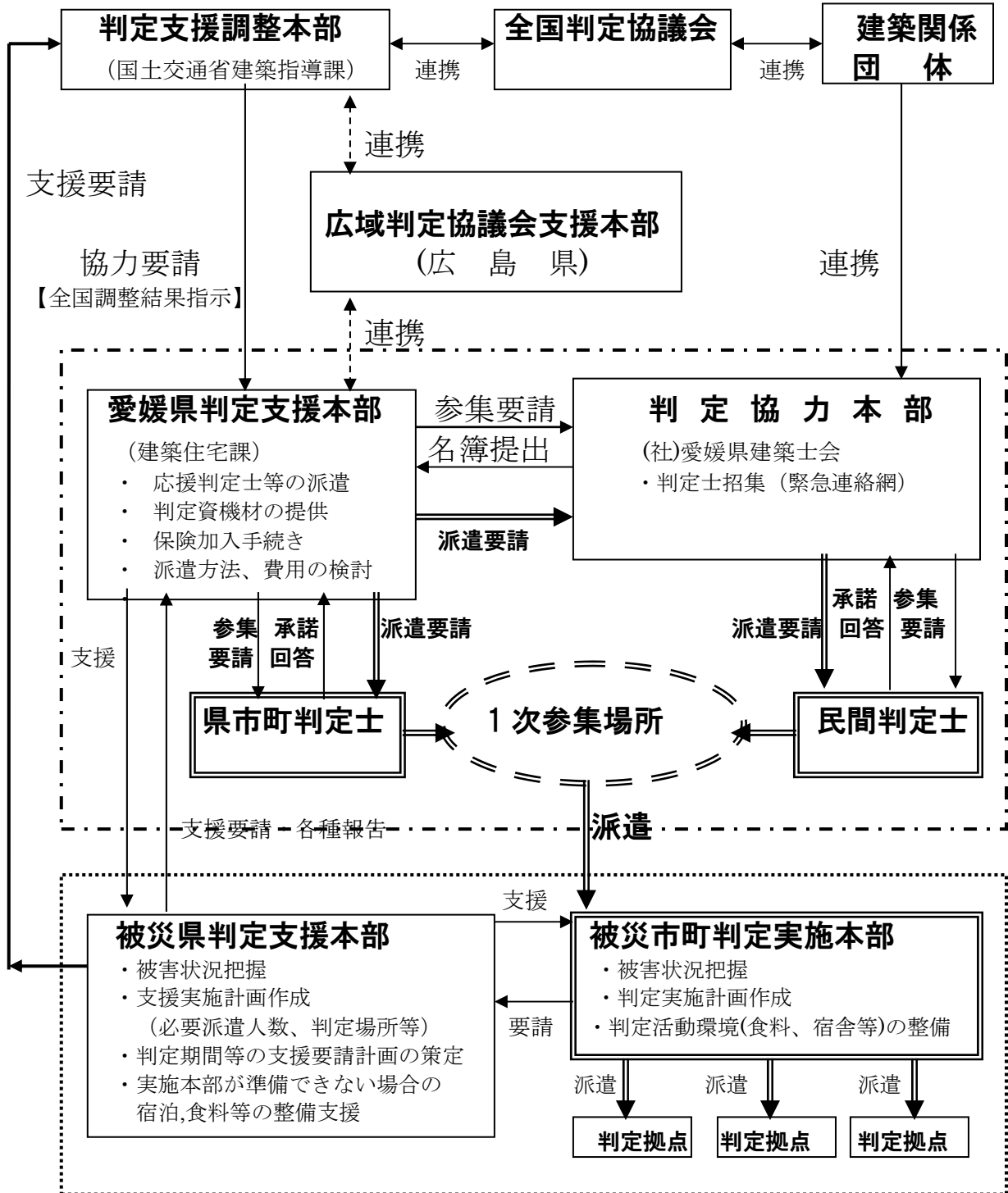
想定Ⅰ－県外の災害に対する支援（例：阪神淡路、新潟中越地震）

想定Ⅱ－県内広域の災害に対する支援（例：南海地震）

想定Ⅲ－県内限定地域の災害に対する支援（例：芸予地震）

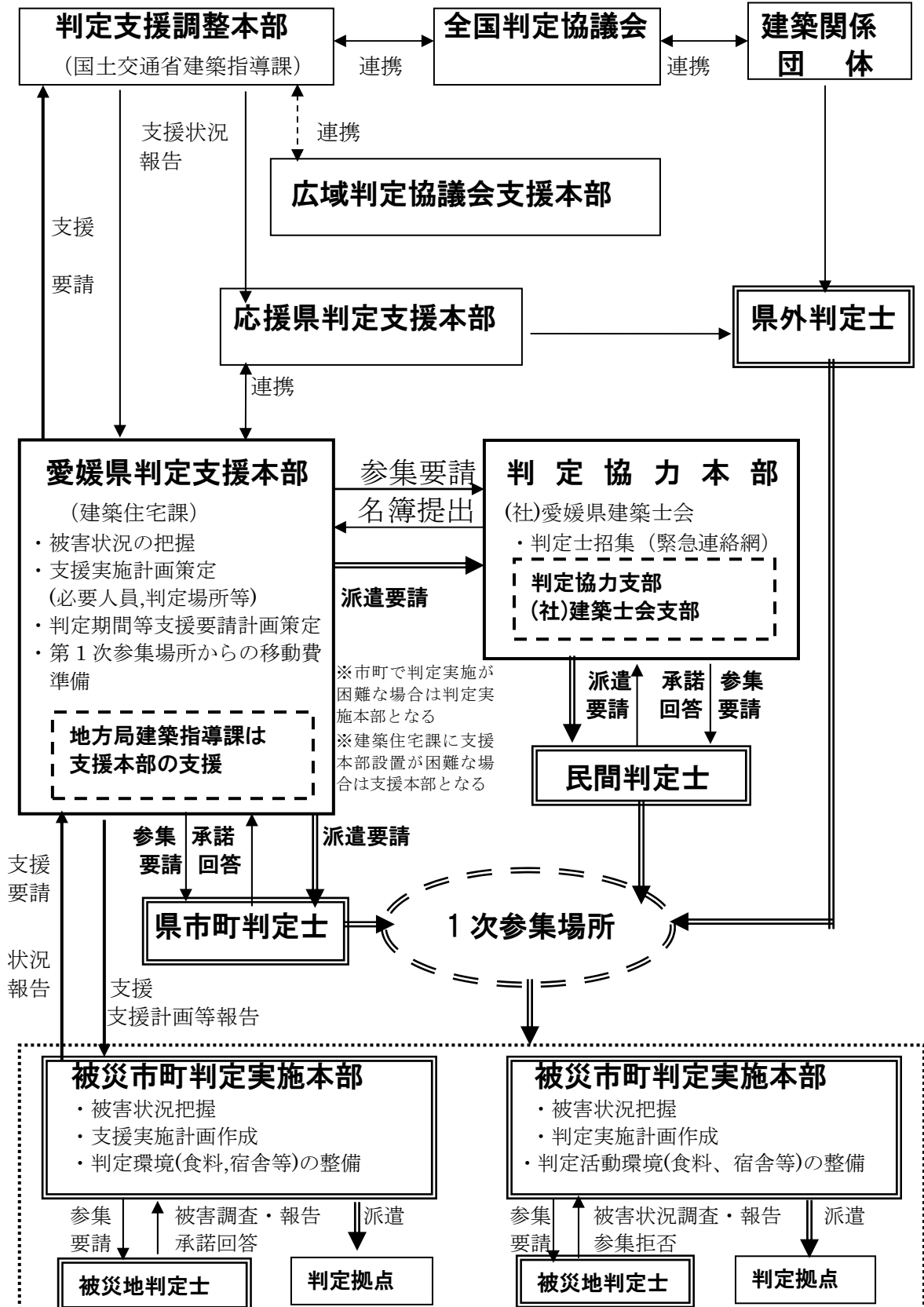
【想定Ⅰ－県外の災害に対する支援】

判定支援調整本部（国土交通省建築指導課）からの支援要請に基づき県外被災地で実施する判定業務（例：阪神淡路、新潟中越地震）



【想定Ⅱ－県内広域の災害に対する支援】

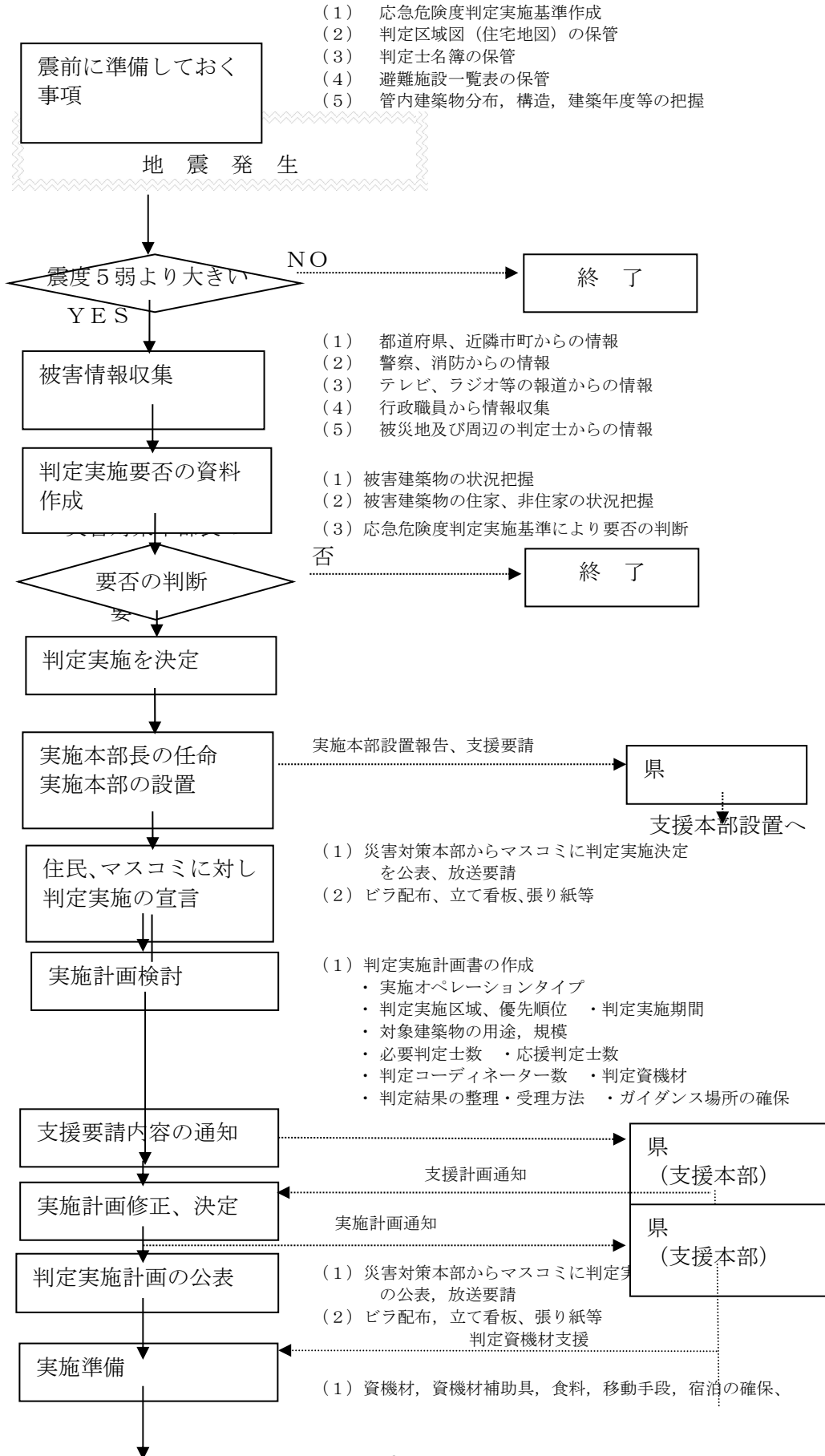
判定支援調整本部（国土交通省建築指導課）へ支援要請を行い県外判定士の派遣を受けて実施する判定業務（例：南海地震）



実施のフロー(概要)

被災建築物応急危険度判定実施作業フロー

【判定実施本部(市町)】 ←-----→ 【判定支援本部(県)】



- (1) 応急危険度判定実施基準作成
 (2) 判定区域図(住宅地図)の保管
 (3) 判定士名簿の保管
 (4) 避難施設一覧表の保管
 (5) 管内建築物分布、構造、建築年度等の把握

- (1) 都道府県、近隣市町からの情報
 (2) 警察、消防からの情報
 (3) テレビ、ラジオ等の報道からの情報
 (4) 行政職員から情報収集
 (5) 被災地及び周辺の判定士からの情報

- (1) 被害建築物の状況把握
 (2) 被害建築物の住家、非住家の状況把握
 (3) 応急危険度判定実施基準により要否の判断

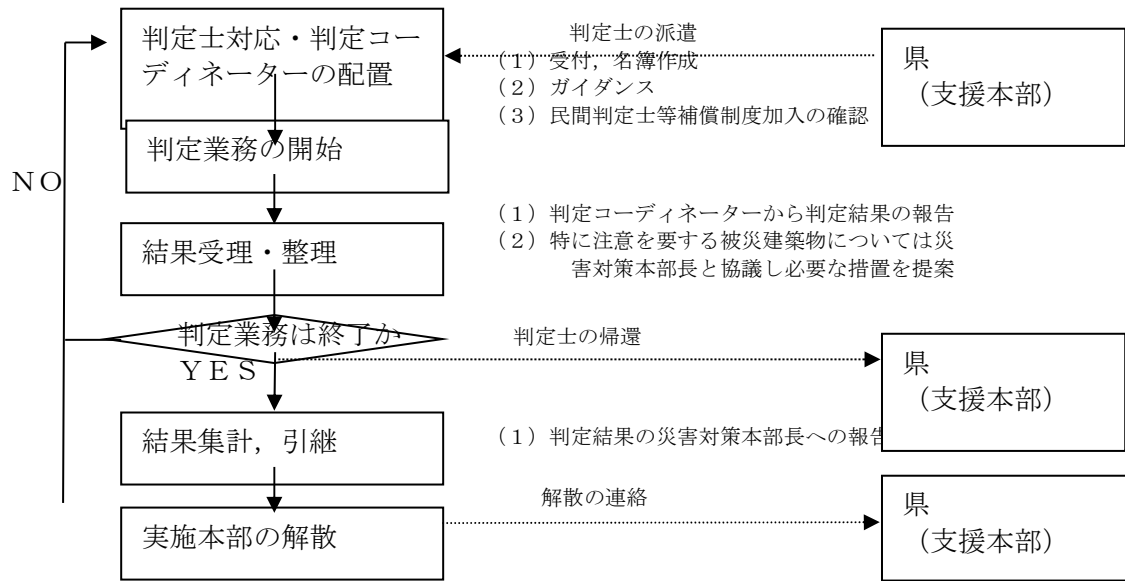
- (1) 災害対策本部からマスコミに判定実施決定を公表、放送要請
 (2) ビラ配布、立て看板、張り紙等

- (1) 判定実施計画書の作成
 ・実施オペレーションタイプ
 ・判定実施区域、優先順位 ・判定実施期間
 ・対象建築物の用途、規模
 ・必要判定士数 ・応援判定士数
 ・判定コーディネーター数 ・判定資機材
 ・判定結果の整理・受理方法 ・ガイダンス場所の確保

- (1) 災害対策本部からマスコミに判定実施計画の公表、放送要請
 (2) ビラ配布、立て看板、張り紙等
 判定資機材支援

- (1) 資機材、資機材補助具、食料、移動手段、宿泊の確保、

(2) 住民への広報, 相談窓口



IV 判定コーディネーター対応業務

IV-1 判定コーディネーター業務マニュアル

判定コーディネーター業務マニュアル

第1 判定コーディネーターの業務

- ① 判定実施の準備
- ② 判定実施チーム及び班の編成
- ③ 判定資機材等の確認
- ④ 判定士に対する判定作業の説明
- ⑤ 判定士の送り出し
- ⑥ 判定結果の集計、実施本部長への結果報告

第2 判定実施の準備

- 1 判定コーディネーターは、判定支援実施計画に基づき、実施本部員と協力して、判定業務に必要な資料の作成及び判定実施区域を各班ごとに配分するとともに、チームごとの区域を設定する等の準備を行う。
- 2 判定コーディネーターは、判定支援実施計画に基づき判定開始日の前日までに、判定資機材等の確保を行う。

・支援本部(県建築住宅課)で準備するもの

- ・判定ステッカー
 - ・下げぶり
 - ・ハンマー
 - ・クラックスケール
 - ・制度説明用パンフレット
 - ・腕章
 - ・ヘルメットシール
- (予備として準備しておくもの)

・実施本部(市町建築主務課)で準備するもの

- ・判定調査表
 - ・判定マニュアル
 - ・地図(ゼンリン等)
 - ・ガムテープ
 - ・バインダー(台紙)
 - ・インスタントカメラ
 - ・筆記用具
- (予備として準備しておくもの)
- ・暖房用小物冬季ミニカイロ等

第3 判定実施チームの編成

判定コーディネーターは、チーム編成マニュアルに基づき、判定チームの編成を行う。

第4 判定作業の説明

判定コーディネーターは、判定士に対して以下の内容を説明する。

- ① 判定作業区域
- ② 余震情報(余震の震度、頻度、区域等)
- ③ 判定方法(判定調査表等)
- ④ 実施本部集合時間、支援本部帰庁時間
- ⑤ 判定作業中の危険防止についての注意

- ⑥ 定時の連絡方法
- ⑦ 食事、宿舎等
- ⑧ 判定実施方法（再確認と統一化）
- ⑨ 判定結果の整理・報告方法
- ⑩ その他

第5 判定業務の開始

判定コーディネーターは、実施本部長の指示により、判定士に対して判定拠点に移動し、判定業務に従事するよう指示する。

第6 判定結果の取りまとめ、支援支部長への結果報告

- 1 判定コーディネーターは、実施本部員と協力して判定業務の実施結果を聴取し、当日分の判定結果を取りまとめて実施本部長及び支援本部長に報告する。
- 2 判定コーディネーターは、判定結果の報告の中で、特に注意を必要とする被災建築物等の有無及び被災状況について、判定士から聴取した内容に基づき、実施本部員と協議の上、現地を再調査するなど実施本部長の指示を受ける。

第7 業務の終了

判定コーディネーターの業務は、実施本部の解散を持って終了とする。

チーム編成マニュアル

第1 判定士の組織編成

判定コーディネーターは、チームの編成を行う。

(1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位で、原則2名の判定士で構成される。

(2) 班

複数のチームで構成するグループで、判定コーディネーターから任命された班長が統括し、副班長は班長を補佐する。

(3) 判定コーディネーター

支援支部において、判定実施のために判定士の指導支援を行う行政職員で、判定コーディネーター1名が最大50チームを統括する。判定コーディネーターは、支援本部長より任命、派遣される。

第2 チーム編成の実務

判定コーディネーターは、実施本部において作成した判定支援実施計画及び受付台帳により、以下の事項を確認して判定士を2名ごとのペアとする。

- ① 活動可能日
- ② 年齢
- ③ 被災地の地理に関する知識の有無
- ④ 判定経験の有無
- ⑤ その他、判定士の申し出事項

V 判定士対応業務

V-1 判定士業務マニュアル

判定士業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、地震による被災建築物の危険度の判定を行う地震被災建築物応急危険度判定士の業務基準を定めることにより、被災建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に行い、余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

第2 判定業務の心得

- 1 民間応急危険度判定士は、原則として県の要請によりボランティアとして判定業務に従事する。（県は協定に基づき（社）愛媛県建築士会に判定の協力要請を行い、同会は会員の従事可能な判定士により協力する。）ただし、同会会員以外で判定業務に従事することを希望する場合は、必ず支援本部長の指示に従い行動する。
- 2 行政応急危険度判定士は、県の要請により公務として判定業務に従事する。
- 3 応急危険度判定士は、愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会が定めた業務マニュアルを遵守し、応急危険度判定マニュアルに基づき迅速かつ誠実に建築物の応急危険度判定を行うこととする。

第3 判定士の編成及び判定コーディネーター

判定士は、実施本部（市町）のもと以下の組織に編成される。

(1) チーム

被災地で実際に判定を実施する最小単位、原則判定士2名で構成される。

(2) 班

複数のチームで構成するグループで、判定コーディネーターから任命された班長が統括し、副班長は班長を補佐する。

(3) 判定コーディネーター

実施本部において、判定の実施のために判定士の指導支援を行う行政職員で、判定コーディネーター1名が最大50チームを統括する。

第4 応急危険度判定士の参集行動基準

1 県内判定士の行動基準

◇ 判定実施場所が愛媛県内の場合、県内判定士は次のように行動する。

- (1) 県の支援要請に基づき（社）愛媛県建築士会から参集要請の連絡を受けた場合は次の確認を行う。
 - ① 参集日時
 - ② 参集場所（一次、現地）と移動手段
 - ③ 判定従事期間
 - ④ 判定実施場所
 - ⑤ 持参資機材
- (2) 判定士は参集場所に到着後、判定コーディネーターに対して必要な事項の申告及び参集の途中で得た被災地の状況を報告する。
- (3) 判定士は、判定コーディネーターから以下の内容の説明を受ける。
 - ① 判定作業区域
 - ② 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
 - ③ 判定方法
 - ④ 実施本部参集時間、支援本部帰還時間
 - ⑤ 判定作業中の危険防止についての注意
 - ⑥ 食事、宿舎等
 - ⑦ 判定実施方法（再確認と統一化）

- ⑧ 判定結果の整理・報告方法
- (4) 判定士は、家族及び勤務先等に対して、必要に応じて行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。
- (5) 判定士は、一次参集場所到着後は支援本部（愛媛県建築住宅課）の指揮下に入り、現地参集場所到着後は実施本部（市町建築主務課）の指揮下にはいる。

◇ 判定実施場所が他の都道府県内の場合、県内判定士は次のように行動する。

- (1) 県の支援要請に基づき（社）愛媛県建築士会等から参集要請の連絡を受けた場合は、次の確認を行う。
 - ①参集日時
 - ②参集場所（一次、現地）と移動手段
 - ③判定従事期間
 - ④判定実施場所
 - ⑤持参資機材
- (2) 応援の判定作業に参加するかどうかは家族及び勤務先ともよく相談し決定する。
- (3) 判定士は、一次参集場所に到着後は県の指揮下にはいり、現地参集場所到着後は被災都道府県の指揮下にはいり判定コーディネーターに対して必要な事項の申告を行う。
- (4) 判定士は、家族及び勤務先等に対して、必要に応じて行動スケジュール、緊急連絡先を伝えておく。

2 応援都道府県の判定士の行動基準

◇ 応援都道府県の判定士が愛媛県内で判定を行う場合は、次のように行動する。

- (1) 判定士は、応援都道府県からの判定応援要請を受けた場合は参集日時、参集場所及び判定業務従事予定期間等の確認を行う。
- (2) 応援の判定作業に参加するかどうかは家族、勤務先ともよく相談し決定する。
- (3) 判定作業に参加する場合は判定活動受諾の連絡を行い被災地の状況に応じ特に持参すべき判定用資機材、判定用具等の指示を受ける。
- (4) 判定士は、参集場所に到着後、愛媛県の職員に自己の健康状態を含め必要な事項の申告を行う。
- (5) 判定士は、原則として愛媛県の支援本部の指揮下にはいり、支援本部長の指示により行動する。
- (6) 被災地の支援本部及び実施本部への移動は、原則として愛媛県が指定した方法により移動する。
- (7) 判定士は、判定コーディネーターから以下の内容の説明を受ける。
 - ① 判定作業区域
 - ② 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
 - ③ 判定方法
 - ④ 実施本部参集時間、支援支部帰還時間
 - ⑤ 判定作業中の危険防止についての注意
 - ⑥ 食事、宿舎等
 - ⑦ 判定実施方法（再確認と統一化）
 - ⑧ 判定結果の整理・報告方法

第5 持参する判定資機材等

判定士は、支援支部で準備する判定資機材とは別に、判定作業に必要な判定資機材等を持参すること。

第6 応急危険度判定の実施

- 1 判定作業は、支援支部の判定コーディネーターの指示に基づき実施する。
- 2 判定士は支援支部への参集時間及び帰還時間に遅れた場合の対応を確認しておく。
- 3 判定士は判定作業を行う際には応急危険度判定士登録証を必ず携帯するとともに腕章等

を身につけ判定士として識別できるようにする。

- 4 判定作業中及び移動中は、お互い危険に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な行動はしない。
- 5 緊急事態(余震その他の災害が発生した時等の障害等、判定における疑問等につ)いては、携帯電話等で支援支部と連絡を行い判定コーディネーターの指示をあおぐ。
- 6 判定作業は、迅速かつ誠実に行い被災地の住民に対し、誠意をもって対応する。
- 7 判定結果については、判断根拠を随時建物ごとに記録する。
- 8 判定作業終了後、実施本部に戻り、判定コーディネーターに判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。

第7 判定結果の表示

各建物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに、当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼ることとする。判定ステッカーには判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を記すること。

第8 住民対応及びマスコミ対応

- 1 判定士は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために支援支部等で準備した判定のパンフレット等を持参し、必要に応じて配布する。
- 2 所有者（又は居住者等）が在宅していればその場で判定結果を知らせることとし、特に、判定結果が「危険」「要注意」の建物については、そのステッカーの意味（内容）を適切かつ丁寧に説明するものとする。また、説明の際には、判定活動の目的が「余震等による建物の倒壊、部材の落下等の危険性を情報提供して二次災害を防止し、住民の安全確保を図ること」である旨的確に説明すること。
- 3 現地で判定以外の業務を求められたら、丁寧に断りし速やかにその場を離れる。
- 4 所有者（又は居住者等）ともめた場合は、判定の目的、結果等について適切かつ丁寧に説明し、判定ステッカーを無理に貼らずに、調査表にその旨の記録のみ残す。（ステッカーを剥がされた場合も同様）
- 5 マスコミ等との対応方法については、原則として「実施本部（〇〇市町建築主務課）にお願いします」とし、丁寧に断ること。

【参考】判定士が持参する判定資機材等

○ 判定士で準備するもの

- ・ヘルメット・筆記用具・軍手
- ・コンベックス・携帯電話

(登録時に渡してあるもの)

- ・登録証・判定マニュアル

(その他必要に応じて準備する物)

- ・安全靴・常備薬・雨具・防寒具・双眼鏡・コンパス(方位磁石)・デイバック

○ 支援本部、実施本部等で用意する物

- ・ヘルメット用シール
- ・下げぶり
- ・クラックスケール
- ・ハンマー
- ・腕章

【参考】所有者(又は居住者等)との質疑応答の例

○ (緑の表示で) 「この建物は安全ですか。これからどうすれば良いのですか?」と聞かれた場合。

(答え) 建物被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用してください。また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理してください。何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話してください。

○ (黄の表示で) 「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか?」と聞かれた場合。

(答え) (技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し) 建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容に従って、十分注意してください。(特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと) ○○○(町)の○○○(体育館)を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用ください。

○ (赤の表示で) 「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか?」と聞かれた場合。

(答え) 建物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになることは危険です。是非、○○市町の建築主務課(○○日以降は、○○市町災害対策本部)にご相談ください。電話番号は、ステッカーに記載してあります。また、○○○の○○○(体育館)を避難場所として用意していますので、ご希望の場合はご利用ください。

○ 住民から「何をしているか?」との問い合わせがあった場合。

(答え) (応急危険度判定士登録証を提示し又、判定に係わるパンフレット等を渡しながら) 私たちは、○○市町の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また二次災害の防止のため、建物の安全性(危険性)を判定しているところです。従って、建物の「全壊」、「半壊」といったような「り災証明書」の発行のための調査ではありません。

VII 參考資料

1 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱

第1 目的

この要綱は、地震による被災建築物の応急の危険度の判定（以下「応急危険度判定」という。）を行う愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の認定制度を定めることにより、余震等による人的被害の防止を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱において「判定士」とは、知事の認定を受け、地方公共団体等の依頼により応急危険度判定を行う者をいう。

第3 認定の申請

第2の知事の認定を受けようとする者は、認定申請書（様式第1号）1通に次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

(1) 次のイからハのいずれかに掲げる書類

イ 建築士の免許証の写し

ロ 建築施工管理技士に係る技術検定合格証明書の写し

ハ 実務経験証明書（様式第2号）（第4第1項第1号ハに該当する者に限る。）

(2) 愛媛県に在住し、又は在勤していることを証する書類

（住民票、運転免許証の写し又は身分証明証の写し等）

(3) 第4第1項第3号の指定講習の受講修了証の写し

(4) 写真2枚（1枚は、申請書に貼付）

第4 判定士の認定の基準等

知事は、申請者が次の各号に掲げる要件のすべてに該当すると認めるときは、これを判定士として認定するものとする。

(1) 次のイからハのいずれかに該当する者又は知事がこれと同等以上の知識及び能力を有すると認める者であること。

イ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士

ロ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理技術検定に合格した者（2級の種別で躯体、仕上げを除く）

ハ 地方公共団体の職員で、建築に関する実務（建築士法施行規則第10条に規定する実務の経験の内容に準じる。）の経験年数が3年以上の者で、所属長が建築士と同等の知識及び技能を有する者と認めた者

(2) 愛媛県内に在住し、又は在勤する者であること。

(3) 知事が指定する地震被災建築物の応急危険度判定講習（以下「指定講習」という。）を修了した者であること。

ただし、他都道府県の被災建築物応急危険度判定士の登録を受けた者に

については、この限りではない。

- 2 知事は、前項の規定による判定士としての認定をしたときは、判定士認定台帳（以下「台帳」という。）に登録の上、判定士登録証（様式第3号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。
- 3 知事は、第1項の認定をしなかったときは、その理由を付して、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。
- 4 第1項による認定の有効期間は、認定の日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、申請により更新することができるものとする。
- 5 第3の規定は、更新の認定の申請について準用する。この場合において、第3第1号から第3号に掲げる書類については、登録証の添付をもってこれらに代えることができるものとする。

第5 登録証の携帯義務等

判定士は、応急危険度判定の作業中は、常時、登録証を携帯しなければならない。

- 2 知事は、次の各号に該当すると認めるときは、判定士の申請により登録証の再交付を行うものとする。
 - (1) 登録証の記載事項に変更が生じたとき。
 - (2) その他知事がやむを得ないと認めたとき。
- 3 前項の申請は、登録証再交付申請書（様式第4号）によらなければならない。
- 4 第4第4項に規定する認定の有効期間が更新なく経過したとき、又は第7の規定により認定を取り消されたときは、判定士であった者は、その登録証を速やかに知事に返還しなければならない。

第6 変更の届出

判定士は、認定申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに、申請事項変更届（様式第5号）を知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届け出があった場合は、台帳の記載事項を修正するものとする。

第7 認定の辞退

判定士は、第4第4項の認定を辞退しようとするときは、様式第6号による辞退届に登録証を添付して、速やかに知事に届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、台帳から抹消するものとする。
- 3 第1項の規定による届出がなく、判定士が死亡している事実が判明したときは、第2項の規定によらず台帳から抹消するものとする。

第8 認定の取消し

知事は、第2の認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、その認定を取り消す

ことができる。この場合、知事は当該認定を取り消した者にその旨を通知するものとする。

- (1) 建築士法に規定する建築士でなくなったとき。
- (2) 建設業法施行令に規定する建築施工管理技士の合格取消しを受けたとき。
- (3) その他知事が判定士として不適任と認めたとき。

2 前項の規定により、認定の取り消しを行った場合は、台帳から抹消するとともに、登録証を返納させるものとする。

第9 関係機関への通知

知事は、台帳の登録を行ったときは、「判定士の招集に関する協定」に基づき、その内容を速やかに関係機関に通知するものとする。

2 前項の規定は、台帳の抹消又は変更を行った場合に準用する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月14日から施行する。

2 改正前の愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（以下「旧要綱」という。）第4第4項の規定により交付されている登録証の認定の有効期間を5年までとしている登録証については、旧要綱の規定にかかわらず、登録証の有効期間を、認定の日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までと読み替える。

附 則

この要綱は、平成28年11月18日から施行する。

様式第1号（第3関係）愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定（更新）申請書

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定		新規 更新	申請書
愛媛県知事 様		年 月 日	
		申請者 郵便番号 (-)	
		住 所	
		フリガナ	
		氏 名	
		印	
		自宅TEL	
		携帯番号	
		F A X	
愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士としての認定を申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。			
生 年 月 日	昭・平 年 月 日	性別	男・女
血 液 型	血液型 (RH +・-) A・B・AB・O	※更新者のみ記入してください。	
		現在の判定士登録番号 第 号	
		登録年月日 年 月 日	
建築士の免許	一級・二級・木造	登録番号 大臣・()	知事 第 号
建築施工管理技士	一級 二級 (躯体、仕上げ除く)	番 号 第 号	号
右欄に該当する場合は、 <input type="checkbox"/> にチェックしてください→ <input type="checkbox"/> 地方公共団体の職員で実務経験による申請			
勤務先名	名称		
	住所 〒		
	電話 F A X		
所属団体名			
注意 1 写真裏面に、氏名及び撮影年月日を記入してください。 2 所属団体欄は、建築士会〇〇支部、事務所協会等建築士 に関係する団体に加入している場合に記入してください。			写真 縦3.5㎝×横2.5㎝ 6か月以内撮影 無帽、正面、上半身、無背景
添付書類 (1) 建築士の免許証の写し、建築施工管理技士合格証明書の写し(二級の種別 で躯体、仕上げを除く)又は実務経験証明書(地方公共団体の職員に限る。) (2) 愛媛県に在住し、又は在勤していることを証する書類(住民票、運転免許 証の写し、身分証明証の写し等) (3) 地震被災建築物応急危険度判定講習の受講修了証の写し (4) 写真2枚(当該申請書1通貼付、他写真のみ1枚)			(のりづけ)
※受付欄		※認定欄	
		認定年月日 平成 年 月 日	
		認 定 番 号 第 号	

- 注1 不要の文字は、抹消すること。
 2 用紙寸法は、日本工業規格A4とすること。
 3 ※印欄は、記入しないでください。

<p>愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士実務経験証明書</p>			
<p>平成 年 月 日</p>			
<p>愛媛県知事 様</p>			
<p>証 明 者</p>			
<p>職 名</p>			
<p>フリガナ名 印</p>			
<p>下記の者は、建築に関する実務（建築士法施行規則第10条に規定する実務に準じる。）を3年以上経験し、建築士と同等の知識及び技能を有することを証明します。</p>			
被証明者氏名		生年月日	年 月 日
勤務先・所属	所在地	主な経験の内容	期 間
			年 月から 年 月まで 年 月
			年 月から 年 月まで 年 月
			年 月から 年 月まで 年 月
			年 月から 年 月まで 年 月
			年 月から 年 月まで 年 月
合計経験年数			年 月

※1. 上から順に最近のものから記入してください。

2. 所在地については、〇〇県〇〇市、〇〇町程度で結構です。

3. 合計の経験年数が3年以上となった時点で、以降の実務経験は記入する必要はありません。

（表面）

愛媛県地震被災建築物 登録番号 第 号

応急危険度判定士登録証

氏 名

生年月日

資 格

登録年月日 年 月 日

有効期限

写 真

縦3.5cm×横2.5cm

愛媛県知事

印

（縦5.5cm×横8.5cm）

（裏面）

（血液型）

（RH ）

（連絡先）

この登録証は、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱第4の規定に基づき、愛媛県知事が判定士として認定し、交付したものである。

注1. 判定士は、判定作業を行うときはこの登録証を携帯し、関係人の請求があったときは提示してください。

2. この登録証の有効期間は、表面のとおりです。認定を更新する場合は、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士更新申請書にこの証を添付してください。

3. 認定の有効期間が更新なく経過したとき、又は認定を取り消されたときは、この登録証を速やかに知事に返還してください。

（縦5.5cm×横8.5cm）

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士登録証再交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 登録証番号

フリガナ
氏 名

印

連絡先

下記のとおり、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士登録証の再交付を申請します。

再交付を申請する理由

※添付書類

- (1) 写真1枚（縦3.5 cm×横2.5 cm、無帽、正面、上半身、無背景）
- (2) 現に交付されている登録証（紛失した場合を除く。）
- (3) 住民票又は免許証等の写し（氏名に変更がある場合）
- (4) 建築士の免許証又は建築施工管理技士合格証明書の写し（免許証に変更がある場合）

※氏名・免許証の変更による再交付の場合、併せて認定申請事項変更届（様式第5号）を提出してください。

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請事項変更届

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 登録証番号

フリガナ
氏 名

印

連絡先

下記のとおり、愛媛県被災建築物応急危険度判定士の認定申請事項に変更がありましたので届け出ます。

変更事項	変更前	変更後
フリガナ 氏 名		
住 所	〒	〒
自宅電話番号 ・ 携 帯 番 号		
勤務先名		
名 称 住 所 電 話 F A X	〒	〒
建築士の免許	一級 ・ 二級 ・ 木造 ----- 登録番号	一級 ・ 二級 ・ 木造 ----- 登録番号
建築施工管理技士	一級 ・ 二級 ----- 番号 (躯体、仕上げを除く)	一級 ・ 二級 ----- 番号 (躯体、仕上げを除く)

※添付書類

(1)住民票又は免許証等の写し（氏名に変更がある場合）

(2)建築士の免許証又は建築施工管理技士合格証明書の写し（免許証に変更がある場合）

※ 氏名又は資格の変更の場合で、登録証を再発行する場合は、併せて登録証再交付申請書（様式第4号）を提出してください。

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定辞退届

年 月 日

愛媛県知事 様

届出者 登録証番号

フリガナ
氏 名

印

連絡先

下記の通り、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の認定を辞退します。

辞退する理由

※添付書類

(1)現に交付されている登録証（紛失した場合を除く。）

2 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震災害時における愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士（以下「判定士」という。）の招集に関し、愛媛県（以下「甲」という。）が、愛媛県地域防災計画に基づき、社団法人愛媛県建築士会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「判定士」とは、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱（平成11年4月1日制定）第2条に定める愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士のうち県及び市町村等の職員を除く民間の判定士をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、判定士を招集する際、乙に協力を要請することができる。

2 甲は、前項の規定による要請を文書で行うものとするが、緊急を要するときは、口頭等により要請することができる。この場合においては、後日、改めて要請文書を乙に送付するものとする。

3 乙は、前項の規定による要請があったときは、乙の会員のうち判定士に該当する者に対して、甲の要請する内容を速やかに伝えるものとする。

(県への報告)

第4条 乙は、要請に応じることが可能な乙の会員の判定士を取りまとめ、速やかに甲に報告するものとする。

(協力のための準備)

第5条 甲は、判定士の登録者名簿を乙に交付するとともに、新規登録、更新又は登録事項の変更があった場合は、遅滞なくその氏名等を乙に通知するものとする。

2 乙は、平常時から、判定士に該当する会員に対して甲の要請内容を円滑に伝達するための連絡系統（以下「連絡網」という。）を整備し、地震災害時に備えるものとする。

3 平常時の準備、及び地震災害時の活動等は、被災建築物応急危険度判定業務マニュアルに基づき行うものとする。

4 乙は、年度当初に甲に対して連絡網を報告するものとする。

(訓練)

第6条 甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙はこれに協力するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、協定締結の日から適用する。

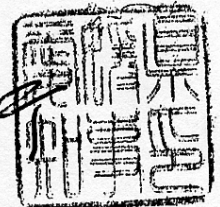
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成16年9月14日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県

知事

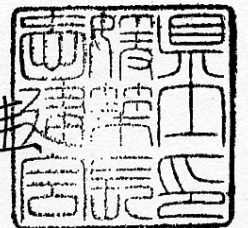
加戸 亨



乙 愛媛県松山市二番町4丁目1番地5号
社団法人愛媛県建築士会

会長

濱本 貞雄



3 愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書第7条の規定に基づき 必要な事項を定める件

平成16年9月14日付けで締結した愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関する協定書（以下「協定書」という。）第7条の規定に基づき、愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の招集に関し必要な事項として次のことを定める。

第1条 市町の長は、災害対策本部や避難所等の防災対策に必要な施設の判定を行う場合その他緊急を要する場合、甲に代わり、判定士の招集について乙に協力を要請することができる。

第2条 前条の規定により市町の長が乙に協力を要請する場合、協定書第3条及び第4条の規定を準用する。この場合において、協定書第3条及び第4条中「甲」とあるのは、「当該市町の長」と読み替えるものとする。

平成26年10月6日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4番地2
愛媛県

知事 中村 時広



乙 愛媛県松山市二番町4丁目1番地5号
公益社団法人愛媛県建築士会

会長 寺尾 保仁



4 全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領

(抜粋)

第1 目的

この要領は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた全国被災建築物応急危険度判定要綱及び各都道府県が定める被災建築物応急危険度判定要綱に基づき、応急危険度判定等に関する業務に従事する被災建築物応急危険度民間判定士等に関する補償制度の内容及びその手続きを定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 判定

全国被災建築物応急危険度判定要綱第2の1に定める判定をいう。

(2) 全国要綱等

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた全国被災建築物応急危険度判定要綱及び、各都道府県が定める被災建築物応急危険度判定要綱をいう。

(3) 民間判定士等

判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる以外の者で、都道府県会員が判定士又は判定コーディネーターとして登録した者をいう。

第3 適用対象

この要領の適用の対象となる活動の期間は、次のとおりとする。

(1) 訓練活動に従事するため民間判定士等が自宅又は職場を離れ訓練に参加し自宅若しくは職場に復帰するまでの間とする。ただし、宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除く。

(2) 判定活動に従事するため、民間判定士等が自宅又は職場を離れ、判定を行い、自宅又は職場に復帰するまでの間とする。

第4 補償内容

補償の内容は次のとおりとする。

(1) 障害補償額は、死亡時2千万円／人、入院時5千円／人・日、通院時3千円／人・日とする。

(2) 施設賠償額は、1件当たり、対人、対物あわせて1億円を限度とする。

第5 保険契約等に要する経費の負担

1 都道府県会員は、補償制度当初負担金として金300,000円を全国協議会に拠出する。

2 毎年度、訓練活動又は判定活動に関して、補償制度を適用したことにより生じる必要な経費は当該都道府県会員が補償制度適用負担金としてこれらの活動を実施した管

内の地方公共団体等と調整の上、全国協議会に提出する。

第6 補償制度の適用に関する事務等

- 1 この要領による補償制度の適用に関する事務手続きについては次のとおりとする。
 - (1) 地方公共団体は、予定される訓練活動のうちこの要領による補償制度の適用対象とするものについては、あらかじめ参加予定人数及びその氏名、活動期間等を都道府県会員を經由して全国協議会に通知するものとする。
 - (2) 地方公共団体は、判定活動において、この要領による補償の適用を必要としない場合は、判定活動の実施の前日までに、その旨を文書により、都道府県会員を經由して全国協議会に通知するものとする。
 - (3) 地方公共団体は、訓練活動及び判定活動を実施した場合、毎月ごとの参加人数、及びその氏名、活動期間等を翌月の20日までに都道府県を經由して文書により全国協議会に通知するものとする。
- 2 前項第1号により通知を行い訓練活動をした場合及び前項第2号の通知を行わないで、判定活動を実施した場合は、当該地方公共団体を包括する都道府県会員は管内の地方公共団体等との調整の上、第6第2項に基づく負担金を提出するものとする。

附則

本要領は平成10年5月11日から施行する。

[参考]保険料の額

保険料は、訓練及び判定活動に参加した全ての民間判定士等の人数に対して必要となる。保険金の算定は次の算定式により行われる。

① 訓練活動時

名簿に記載された人数×訓練単位

1人につき年間3,000人以上73円

1,000人以上77円

500人以上81円

50人以上86円

1人以上90円

② 判定活動時

(名簿に記載された人数+A)×905円

A：判定活動を目的に参集する途上についても補償制度の適用対象となるので、集合場所に到着するまでの間に事故等のやむを得ない理由により、集合場所での確認がとれなかった者についても、判定活動への参加が確認された者については人数に加える。